

5 東教学第 2441 号  
令和 5 年 5 月 29 日

保 護 者 様

東浦町教育委員会

季節性インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症にり患した場合の対応について（通知）

このことについて、児童生徒が季節性インフルエンザに感染した場合、これまでは保護者が「インフルエンザ治癒報告書」を記入し、学校へ提出することで登校を許可できるようにさせていただいておりました。

新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ 5 類感染症に位置づけ変更がされました。今後はどちらも tetoru にて連絡いただくのみでの対応とさせていただきます。

登校再開の考え方としましては、別紙「出席停止期間の数え方について」を参考にしてください。

なお、その他の感染症につきましては、これまでと同様に医師が発行する「感染症疾患り患証明書・出席許可証明書」の提出が必要となります。感染症の種類、出席停止期間を別添「感染症による出席停止について」のとおりまとめましたので今回の通知と合わせて参考にしてください。

<問い合わせ>

東浦町教育委員会 学校教育課 学校教育係  
電話 0562-83-3111（内線 177・175）

## 出席停止期間の数え方について

今後、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症にり患された場合は **tetoru** での報告のみとさせていただきます。その際、病院からも目安の指示があるとは思いますが、下記の出席停止期間の数え方を参考にいただき、登校を再開してください。

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。「出席停止」となった期間は、欠席扱いとしません。出席停止期間の基準はそれぞれ違いますが、医師の指示に従い、学校を休んで体調を整えるとともに、感染拡大防止に御協力をお願いします。（基準の日数を超えても出席停止扱いとします。）

### 【インフルエンザ 出席停止期間の数え方】

出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされており、発症した日、解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えるため、最短でも5日は登校できないことになります。

発症 解熱	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日			登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日		登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可

### 【新型コロナウイルス感染症 出席停止期間の数え方】

出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※)した後1日を経過するまで」とされており、発症した日、軽快した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えるため、最短でも5日は登校できないことになります。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

発症 軽快	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
1日目に軽快	発熱等	軽快	軽快後 1日				登校可	
2日目に軽快	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日			登校可	
3日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日		登校可	
4日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日	登校可	
5日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日	登校可